

昭和48年6月1日

編集と発行 鹿児島市広報室

- こどもとお年よりを大切にする市政
 - 市民性を高める教育文化の向上
 - 住みよい環境で明るいまちづくり
 - 産業の振興で豊かなまちづくり
 - 桜島と錦江湾を結ぶ観光都市づくり

甲子年十一月 北陸上院 競技場处分問題

今日まで論議されてきた市営鴨池陸上競技場処分問題は、去る五月二十二日の臨時市議会で否決されました。しかしこのことは、与次郎ヶ浜の埋立事業や太陽国体の実施にともなって確認されてきた従来のいきさつと矛盾する結果となつたのです。鴨池運動場の処分は与次郎ヶ浜の埋立事業や太陽国体との深い関連により、昭和四十三年県市の話合いで、国体終了後廃止することに決められていたものです。つまり、市営運動競技場にかわるもののが、目の前の新しい市有地の上につくられるということで、市営競技場は廃止するということになつたのです。そしてもうものことが、この方針にそつとすすめられてきていたのです。処分議案が否決されたことによつて、県に無償で貸与した五万九千坪の代價約十八億五千万円をどうするかという問題がおこりました。ここにあらためてこれまでのいきさつ、市当局の考え方をお知らせします。

競技場は 新しい市有地

市の鴨池運動施設について、いよいよ国体ムードがもりは、昭和四十年九月議会において、現状の鴨池競技場は不完全なので、与次郎浜埋立の考えは「施設は県でつくる

市の鴨池運動施設について　いよいよ県体ムードがもり
は、昭和四十年九月議会において、昭和四十三年、
現在の鴨池競技場は不　あがつてきた昭和四十三年、
完全なので、与次郎ヶ浜埋立　新しい競技施設についての県
の考えは「施設は県でつくる

この覚書は知事、市長、県体育協会長三者の署名で取りかわされています。その内容は次のようなものです。

とか処分せずにすむ方法はいか、県に強く働きかけるとをきめ、議決を保留（継審査）しました。しかしことき、これら売却代金を取

な 入 続 の こ 残すことにしました。

このときも市議会では、処分以外に方法はないといふが何らか戻り方金があるのだと

市議会では、今後市議会
市当局が一体となつて、何
しては、昨年の三月市議会
陸上競技場、野球場を売却
する処分議案を提案しました
その結果が昭和四十三年十
月二二八日の北新報によると
市民の利便など考え、やむを
えず無償で貸与することにな
つたものです。

は決まりでいた方針と、その後の経過を考えた場合、やはり処分する以外に方法がない。運動場処分議案はこうして本年三月市議会に再び提出

ほかに方策はないか

に廃止する。
これらの方針や覚書は市議会にも逐一報告し、了承をうけました。
市はこの覚書に定められたとおり、埋立地におきかえられた鴨池競技施設を国体終了後処分し、土地代にあてるごとに前提に、五万九千坪を復に無償で貸与したものであります。
昨年、大成功をおさめた太陽国体のメインスタジアムはこの土地の上につくられています。

かに、無償で貸した五万九坪との関連から「県は市につと力を貸すべきだ。また動場は鹿児島市民だけでない県民全体の財産だ」というがありました。

市当局も市議会も、このうな市民世論を支えに、再五万九千坪を県で買取つて貰えないか、それができなければ陸上競技場の三万七千方メートル（一万一千坪）だけでも買取つてもらえないかなどいろいろ相談してきました。

しかし、県としても財政に困難であるし、また運動園を鹿児島市だけに集中し設けることにも問題があるので、ななかな色よいこと

千
運 声く返てと公的も度よも汗平も、。答に縣の考へ方に変わりのないこ
とがはつきりしました。
もつとも体育馆の敷地はも
ともと交通局が買ったもので
交通局の財政再建に必要な財
産です。

市が県に貸している
文化センターや体育馆の敷地を県に買つ
てもらつたら

一月二十五日の県の正式回
答にもかかわらず、その後再
度県の意向をただしたところ
県の考へ方に変わりのないこ
とがはつきりしました。

その主なものをひらってみま
しょう。

に廢止する。
これらの方針や覚書は市議会にも逐一報告し、了承をうけました。

かに、無償で貸した五万九坪との関連から「県は市にと力を貸すべきだ。また動場は鹿児島市民だけでな県民全体の財産だ」というがありました。

その主なものをひらってみま
しょ。

市が県に貸している
一文化センターや体育
館の敷地を県に買つ
てもらつたら

一月二十五日の県の正式回
答にもかかわらず、その後再
度県の意向をただしたところ
県の考へ方に変わりのないこ
とがはつきりしました。

県への相談

たのです。

文化センターや体育館の敷地を県に買つてもらつたら

文化センターや体育館の敷地を県に買つてもらつたら

一月二十五日の県の正式回答にもかかわらず、その後再度県の意向をただしたところ県の考へ方に変わりのないことがはつきりしました。

もともと体育館の敷地はもともと交通局が買ったもので交通局の財政再建に必要な財産です。

